次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

別表

		(い)点検項目	(ろ)点検方法	(は)判定基準	
（略）					
四　建築物の内部	(一)、(十四)	（略）			
	(十五)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下この表において同じ。）又は戸（建築基準法施行令第百十二条第十九項第二号に掲げる戸に限る。以下この表において同じ。）	常時閉鎖若しくは作動した状態にある防火設備（防火扉を除く。）又は戸（以下この表において「常閉防火設備等」という。）の本体及び枠の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	常閉防火設備等の劣化又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
	(十六)		各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動を確認する。	各階の主要な常閉防火設備等が閉鎖又は作動しないこと。
	(十七)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること。
	(十八)		常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況	目視等により確認する。	常時閉鎖した状態にある戸が開放状態に固定されていること。

改正前

別表

		(い)点検項目	(ろ)点検方法	(は)判定基準	
（略）					
四　建築物の内部	(一)、(十四)	（略）			
	(十五)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）	本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	防火区画に設けられた常閉防火設備に変形又は損傷があること。
	(十六)		戸の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な戸の閉鎖又は作動を確認する。	戸が閉鎖又は作動しないこと。
	(十七)		戸の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により戸の閉鎖又は作動に支障があること。
	(十八)		常時閉鎖又は作動した状態にある戸の固定の状況	目視等により確認する。	常時閉鎖又は作動した状態にある戸が開放状態に固定されていること。